

2022年5月度 広告相談レポート

1. 相談受付件数・相談者の内訳

5月度の全体の相談受付件数は計103件で、前月度と比較すると6件減（新車関係5件減、中古車関係2件減、その他1件増）、対前年同月比では19件増（新車関係12件増、中古車関係8件増、その他1件減）となっています。

相談者の内訳は、「広告代理店」からの問い合わせが全体の約33%を占めており、その内、メーカー系ディーラーが広告主となっている広告等に関する問い合わせが約56%（19件）を占めています。「メーカー系ディーラー」からの問い合わせ（27件）と合わせると、メーカー系ディーラーの広告等に関する問い合わせが全体の約45%（46件）を占めています。

【相談者の内訳・2022年5月】

相談者	新車関係	中古車関係	その他	計
相談者	51	46	6	103
広告代理店	27	6	1	34
メーカー系ディーラー	14	11	2	27
自動車関係団体	2	5	0	7
中古車専門店	2	14	1	17
中古車情報誌社	0	5	1	6
メーカー	5	0	1	6
新聞社	0	0	0	0
テレビ・ラジオ局	0	0	0	0
その他	1	5	0	6

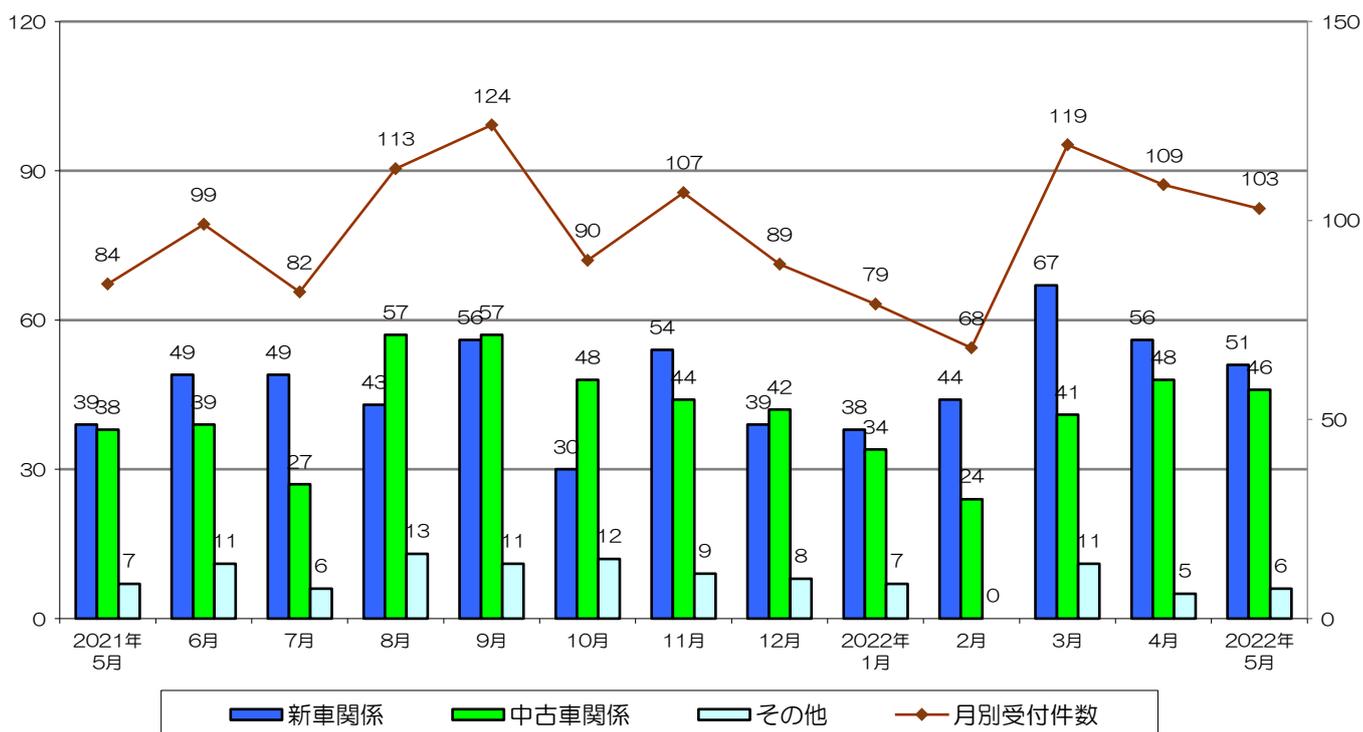


広告代理店からの問い合わせにおける広告主の内訳	
メーカー	8
メーカー系ディーラー	19
中古車専門店	2
その他	5

【相談受付件数の推移・2021年5月～2022年5月】

<車両区分別受付件数>

【月別受付件数】



2. 新車関係

新車関係の表示は、『価格表示』に関する問い合わせが56.1%、『特定事項』に関する問い合わせが14.6%となり、両項目で表示に関する問い合わせの約71%を占めています。

【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	41	80.4%	その他相談	1	2.0%
景品関係	9	17.6%	合計	51	100.0%

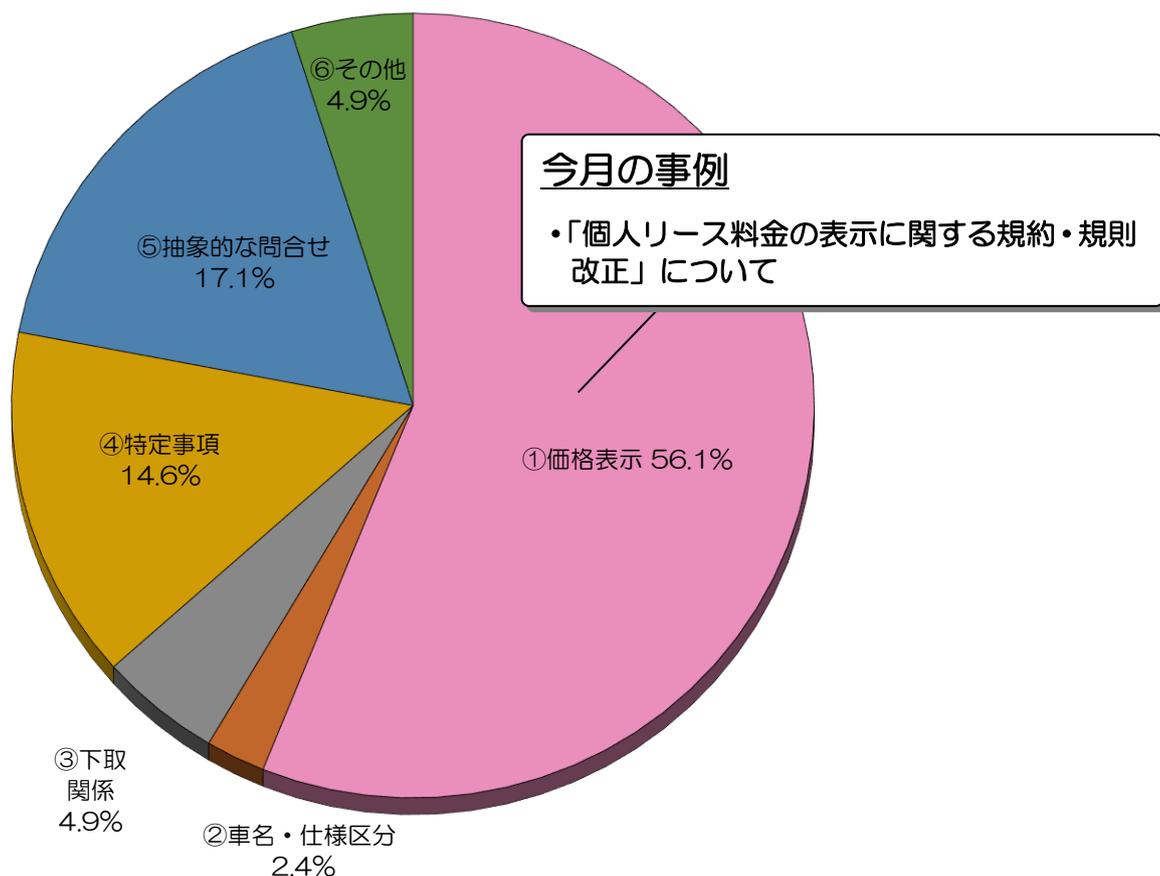
[表示関係の相談内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
①価格表示	23	56.1%	④特定事項	6	14.6%
表示方法	6	14.6%	ランキング	1	2.4%
付属品・特別仕様	2	4.9%	燃費	4	9.8%
値引き表示	1	2.4%	特別仕様・限定	1	2.4%
割賦・リース	13	31.7%	⑤抽象的な問合せ	7	17.1%
その他(価格)	1	2.4%	広告表現の可否	5	12.2%
②車名・仕様区分	1	2.4%	抽象的な問合せ	2	4.9%
③下取関係	2	4.9%	⑥その他	2	4.9%
			合計	41	100.0%

[景品関係の内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
総付景品(もれなく)	2	22.2%	期間延長	2	22.2%
一般懸賞(抽選等)	1	11.1%	抽象的な問合せ	4	44.4%
			合計	9	100.0%

【表示関係】 主な問い合わせの内訳



広告表示に関するよくあるお問い合わせにつきましては、[こちら](#)をご覧ください。

今月の事例 [新車関係]

〔「個人リース料金の表示に関する規約・規則改正」について〕

Q. 個人リース料金を表示する際のルールが変わると聞きましたが、どう変わるのでしょうか？

A. 今回の改正により、個人リース料金を表示する際の表示事項が追加等されました。詳細につきましては、以下の「表示のポイント」をご確認ください。なお、改正規約・規則の施行日は、2022年6月30日です。

(表示のポイント)

●個人リース料金を表示する場合は、以下の事項を明瞭に表示すること
(規則改正により、表示事項5~8が追加、表示事項4が削除されました)

1. リースである旨
2. 頭金の額
3. リース料金の支払回数及び支払期間、その他必要な費用
4. **リース終了時の条件** 【削除】
5. リース支払総額
6. 設定残存価格(オープンエンド方式の場合に表示)
7. リース料金に含まれる内容
8. **賃貸である旨及びリース契約に関する事項**(条件に応じて必要な内容を表示)※

※「リース契約に関する事項」の表示については、契約内容や条件に応じて、以下の表示が必要となります。

- ・中途解約ができない場合はその旨
- ・リース、賃貸終了時に車両を返却する必要がある場合はその旨
- ・車両返却時に車両状態等により別途追加費用が発生する場合はその旨
- ・オープンエンド方式の場合は、「オープンエンド方式のため、車両売却価格(査定価格)と設定残存価格の差額を支払う必要がある」旨等
- ・その他特記すべき事項

【正しい広告表示の例】

スカーレットに ◆◆リースプラン登場！！

リース料金にはこれらが含まれます

自賠償保険	7年分の点検整備費用	オイル交換 年2回分
登録諸費用	7年分の税金	フロアマット



スカーレット 1.3X 2WD CVT

7年リースの場合 月々〇〇,〇〇〇円(消費税込)

- ・頭金 0円
- ・月々支払額 〇〇,〇〇〇円×84回(7年リース)
- ・毎年6、12月加算(年2回)〇〇,〇〇〇円×14回
- ・リース支払総額 〇,〇〇〇,〇〇〇円
- ・設定残存価格 〇〇〇,〇〇〇円

※表示したリース料金は、契約年間走行距離数が12,000kmの場合の金額です。また、賃貸のため、リース期間終了時に車両の返却が必要です。

※オープンエンド方式のため、返却車両の車両売却価格(査定価格)と設定残存価格との差額をご負担いただきます。

※7年リースプランの詳細はスタッフまでお尋ねください。

■個人リース料金の表示に関する規約・規則改正等の詳細は、AFTC INFORMATION(新車・中古車の改正規約・施行規則が認定・承認されました)をご確認ください。

3. 中古車関係

中古車関係の表示は、『価格表示』に関する問い合わせが43.6%（17件）、『必要表示事項』に関する問い合わせが17.9%となり、両項目で表示に関する問い合わせの約62%を占めています。

【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	39	84.8%	その他相談	6	13.0%
景品関係	1	2.2%	合計	46	100.0%

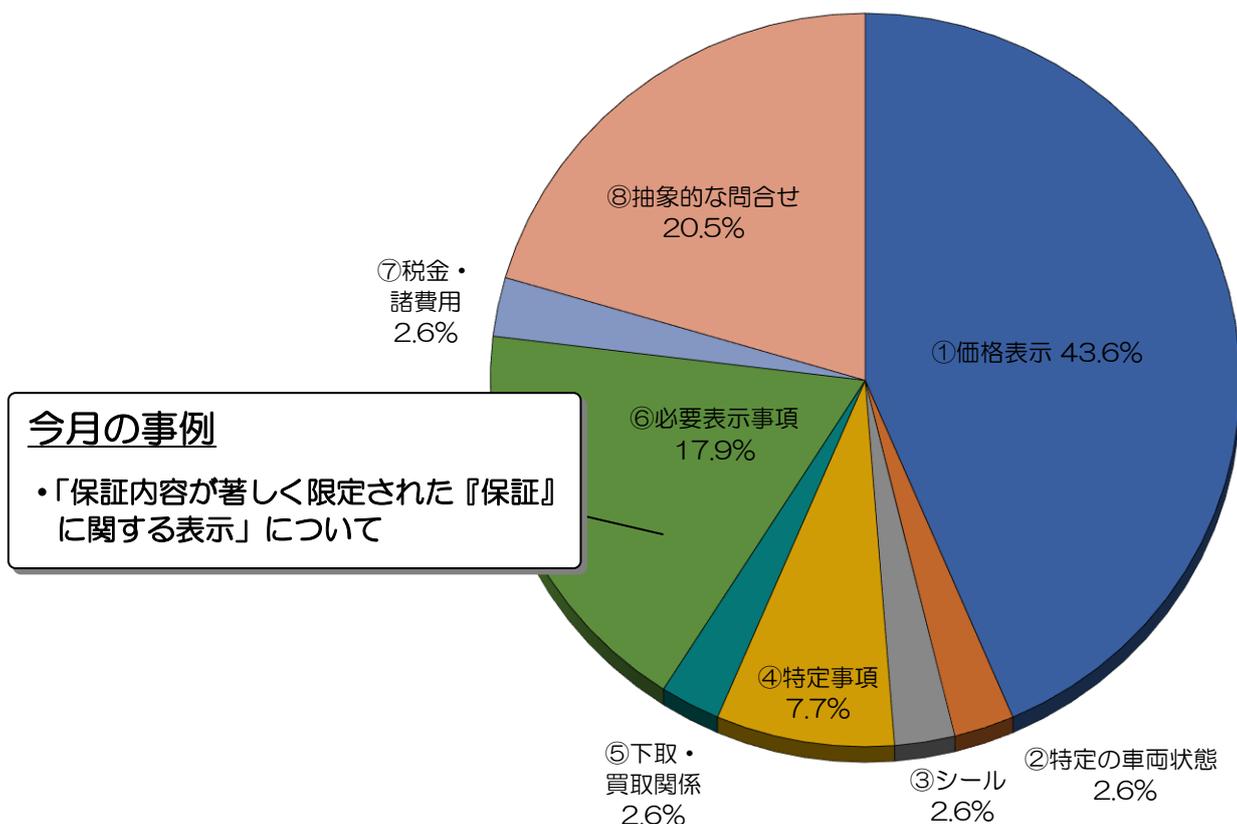
[表示関係の相談内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
①価格表示	17	43.6%	⑥必要表示事項	7	17.9%
表示方法	2	5.1%	車検証の有効期限	1	2.6%
値引き表示	2	5.1%	保証の有無	2	5.1%
支払い総額	11	28.2%	整備実施状況	1	2.6%
割賦・リース	1	2.6%	修復歴の有無	1	2.6%
その他（価格）	1	2.6%	リサイクル料金	1	2.6%
②特定の車両状態	1	2.6%	必要表示事項全般	1	2.6%
③シール	1	2.6%	⑦税金・諸費用	1	2.6%
④特定事項	3	7.7%	その他（税金・諸費用）	1	2.6%
写真・イラスト	2	5.1%	⑧抽象的な問合せ	8	20.5%
最上級	1	2.6%	広告表現の可否	4	10.3%
⑤下取・買取関係	1	2.6%	抽象的な問合せ	4	10.3%
			合計	39	100.0%

[景品関係の内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
総付景品(もれなく)	1	100.0%	合計	1	100.0%

【表示関係】 主な問い合わせの内訳



今月の事例

- ・「保証内容が著しく限定された『保証』に関する表示」について

広告表示に関するよくあるお問い合わせにつきましては、[こちら](#)をご覧ください。

〔保証内容が著しく限定された『保証』に関する表示〕について〕

Q. 当社は、販売する中古車に「1年間（走行距離無制限）の保証」を付けていますが、保証対象部位は「エンジンのみ」としています。広告には「1年間走行距離無制限の充実保証付」と表示し、保証内容については「部分保証」とのみ表示していますが、問題ないでしょうか？

【問題となる広告表示の例】

（前提：保証対象部位はエンジンのみ）

スカーレット 1.5 S
販売価格 **81万円**
初度登録 H27年

グリーン 検 R5年3月
走行 61 km
定期点検整備あり（納車時）
価格に整備費用が含まれて

リサイクル料金
価格には預託金相当額が
別途申し
受けます。

**1年間走行距離無制限の
充実保証付！（部分保証）**

**だから
安心！**

【問題点】
実際には、保証対象部位は「エンジンのみ」であるにもかかわらず、「部分保証」とのみ表示、併せて「充実保証付」「だから安心！」と表示

A. 上記の表示は、実際には、保証対象部位が著しく限定されているにもかかわらず、保証内容については「部分保証」とのみ表示し、更には「充実保証付！」「だから安心！」と、あたかもエンジン以外の部位についても保証の対象であるかのような印象を与える表示をしていることから、規約第 14 条 第 1 項 13 号（販売業者は、中古自動車を販売するに際し、アフターサービス、保証条件その他の取引条件について、実際のものよりも有利であるかのように誤認されるおそれのある表示をしてはならない）で禁止している不当表示に該当します。

保証対象部位や保証上限金額など、保証内容が著しく限定されている場合は、必ず、広告や展示車にその内容を明瞭に表示するとともに、商談の際には、その内容について保証書等を用いて明瞭に表示・説明し、購入者には保証書を交付してください。

また、保証内容（対象部位等）が限定されている場合は、「充実保証付」「だから安心！」等、保証内容について、実際のものよりも有利であるかのように誤認されるおそれのある表示は行わないでください。

※中古車保証についての業界における一般的な考え方

一定の期間や走行距離数等の条件内に発生した、内・外装や消耗品・油脂類を除く部位（保証対象部位については、メーカー新車保証と同様の考え方）の不具合について、無償で修理することを約するもの。

【正しい広告表示の例】

スカーレット 1.5 S
販売価格 **81万円**
初度登録 H27年

グリーン 検 R5年3月
走行 61 km
定期点検整備あり（納車時）
価格に整備費用が含まれて

リサイクル料
価格には預
含まれていな
受けます。

保証付（エンジンのみ対象）
※1年間走行距離無制限

【表示のポイント】
保証対象部位等が著しく限定されている場合は、その内容を明瞭に表示